

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

(政令第三〇七号)(総務省)

- 1 令和三年四月一日から松本市及び一宮市を地方自治法第二百五十二条の二第二項の中核市として指定することとした。(本則関係)
2 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三〇八号)(農林水産省)

1 肥料の種類ごとに定める主要な成分に係る規定を削除することとした。(旧第二条関係)

- 2 その他所要の規定を整備することとした。
3 この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年二月一日)から施行することとした。

◇愛玩動物看護師法の施行期日を定める政令(政令第三〇九号)(農林水産省・環境省)

愛玩動物看護師法(令和元年法律第五〇号)の施行期日は、令和四年五月一日とすることとした。

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(政令第三一〇号)(厚生労働省)

- 1 新型コロナウイルス感染症について、入院の措置の対象とする患者を六五歳以上の者、呼吸器疾患を有する者等に限定することとし、所要の読替規定の整備を行うこととした。(本則関係)
2 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(政令第三一一号)(厚生労働省)

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部改正

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令附則第五項に規定する障害者雇用率等及び基準雇用率についての経過措置を廃止することとした。(本則関係)
2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令附則第五項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の事業主が常時雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定める数についての経過措置を廃止することとした。(本則関係)

二 施行期日等

- 1 経過措置
令和二年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定に係る経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)
2 施行期日
この政令は、令和三年三月一日から施行することとした。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百七号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令(平成七年政令第四百八号)の一部を次のように改正する。
「吹田市」を「吹田市 松本市 一宮市」に改める。

附則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

御名 御璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百八号

肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の一部の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二十五条第一号(同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。
肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和二十五年政令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「法」を「肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号。以下「法」という。)」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条第四号中「主要な成分(以下この号、次号及び第八号第一項第三号において単に「主要な成分」という。)」を「主成分」に、「主要な成分」を「法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分」に、「配合した同条第一項第三号」を「配合した法第四条第一項第三号」に改め、同条第五号中「含有主成分量」を「主成分の含有量」に、「主要な成分の含有量」とし、同条第二項第三号を「法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量」とし、法第四条第二項第三号を「主要な成分」を「法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分」に改め、同条を第五条とする。